

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 令和六年度地籍調査事業計画の策定……………一
  - …(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………一
  - 建築基準法による道路位置の指定……………二
  - …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………二
  - クリーニング師の研修の指定……………二
  - …(保健医療局健康安全全部健康安全課)……………二
  - 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………二
  - 警備員等の検定の実施(二件)……………四
  - 警備員指導教育責任者講習の実施(四件)……………五
  - 指定講習機関の届出事項の変更届出……………三
  - 認定教育実施者の届出事項の変更届出……………三
  - 認定検査実施者の届出事項の変更届出……………三
- ### 公告
- 国土調査の成果の認証(六件)……………
  - …(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………三
  - 屋外広告物講習会の開催……………
  - …(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………三
  - 土地区画整理事業の換地処分……………
  - …(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………五

## 告示

### 東京都告示第八百八十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、次のとおり令和六年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき告示する。

令和六年八月九日

東京都知事 小池 百合子

調査を行う者 調査地 区域 調査期間

港区	港区南青山五丁目及び南青山六丁目の各地方	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
新宿区	新宿区四谷一丁目及び若葉一丁目の各地方	
台東区	台東区下谷一丁目の地内	
墨田区	墨田区東駒形一丁目、本所一丁目、両国一丁目、両国二丁目、両国三丁目及び両国四丁目の各地方	
江東区	江東区枝川二丁目の地内	
品川区	品川区大井五丁目及び西大井三丁目の各地方	
目黒区	目黒区碑文谷一丁目の地内	
大田区	大田区大森北五丁目の地内	
世田谷区	世田谷区赤堤二丁目、喜多見五丁目及び若林一丁目の各地方	
渋谷区	渋谷区神南一丁目の地内	
中野区	中野区上高田三丁目の地内	

杉並区

杉並区上高井戸一丁目、上高井戸二丁目、上高井戸三丁目、下高井戸五丁目、高井戸東一丁目、西荻北二丁目、西荻南一丁目、西荻南二丁目及び西荻南三丁目の各地方

豊島区

豊島区千川二丁目の地内

荒川区

荒川区東尾久五丁目、東尾久六丁目、町屋二丁目及び町屋四丁目の各地方

板橋区

板橋区東新町二丁目の地内

練馬区

練馬区石神井台八丁目、田柄一丁目、田柄二丁目、田柄三丁目、田柄四丁目、豊玉北六丁目、中村一丁目、中村二丁目、中村北一丁目、中村北二丁目、南大泉一丁目、南大泉二丁目、南大泉三丁目及び向山一丁目の各地方

足立区

足立区神明二丁目の地内

葛飾区

葛飾区青戸二丁目、亀有三丁目及び小菅四丁目の各地方

江戸川区

江戸川区江戸川一丁目の地内

八王子市

八王子市千人町四丁目、平岡町、本郷町及び元横山町一丁目の各地方

三鷹市

三鷹市牟礼五丁目の地内

青梅市

青梅市今寺三丁目及び藤橋二丁目の各地方

府中市

府中市緑町三丁目及び若松町二丁目の各地方

調布市

調布市下石原二丁目の地内

町田市

町田市鶴川三丁目及び鶴川五丁目の各地方

小金井市

小平市

日野市

東村山市

福生市

武蔵村山市

多摩市

羽村市

あきる野市

檜原村

奥多摩町

小金井市緑町五丁目の地内

小平市小川町二丁目の地内

日野市三沢五丁目の地内

東村山市秋津町五丁目及び諏訪町三丁目の各地内

福生市大字熊川の地内

武蔵村山市伊奈平一丁目、伊奈平二丁目及び三ツ藤二丁目の各地内

多摩市連光寺一丁目の地内

羽村市羽西三丁目の地内

あきる野市小中野字川端、同字子生前、同字山王前、同字雪平、小和田字北ノ前、同字庄ノ沢入、同字根岸、同字御岳山、留原字戸袋及び同字西下の各地内

西多摩郡檜原村本宿の地内

西多摩郡奥多摩町氷川の地内

●東京都告示第八百八十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年八月九日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和六年七月 国立市谷保四 延長  
第一項第五号 月十九日 丁目二十八番 二三・五八  
の規定による 二十五の一部 幅員  
道路 四・〇〇

●東京都告示第八百八十二号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八條の二第一項の規定に基づき、クリーニング師の研修を次のように指定する。

令和六年八月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 研修の主催者の名称及び所在地  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
港区新橋六丁目八番二号
- 二 研修の開催年月日並びに会場の名称及び所在地  
令和六年十月十三日  
小金井市商工会館  
小金井市前原町三丁目三十三番二十五号
- 三 受講料  
五千円

●東京都告示第八百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年八月九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年八月九日

東京都知事 小 池 百合子

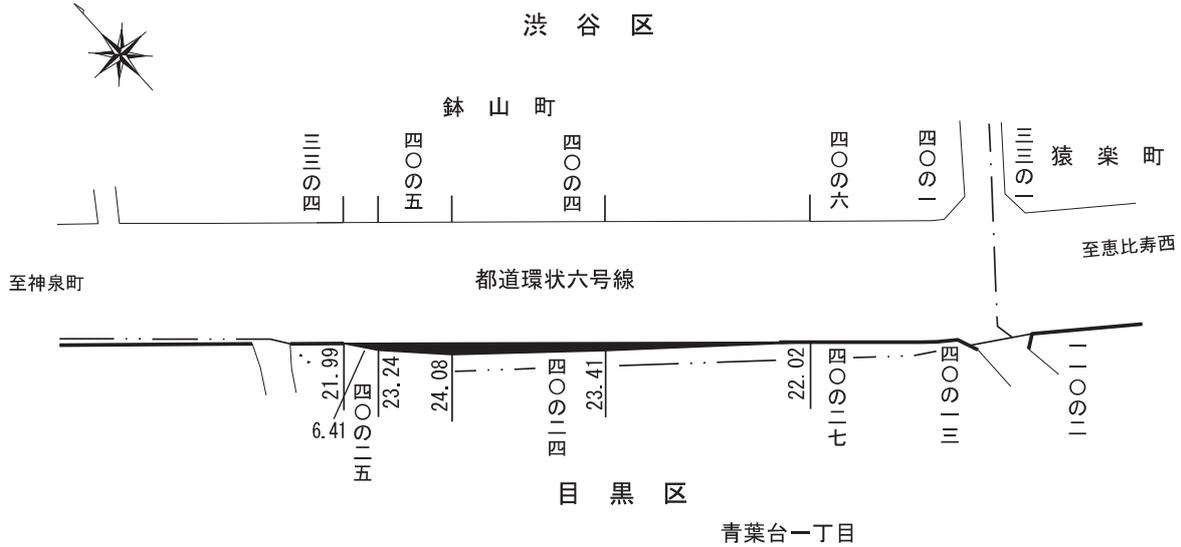
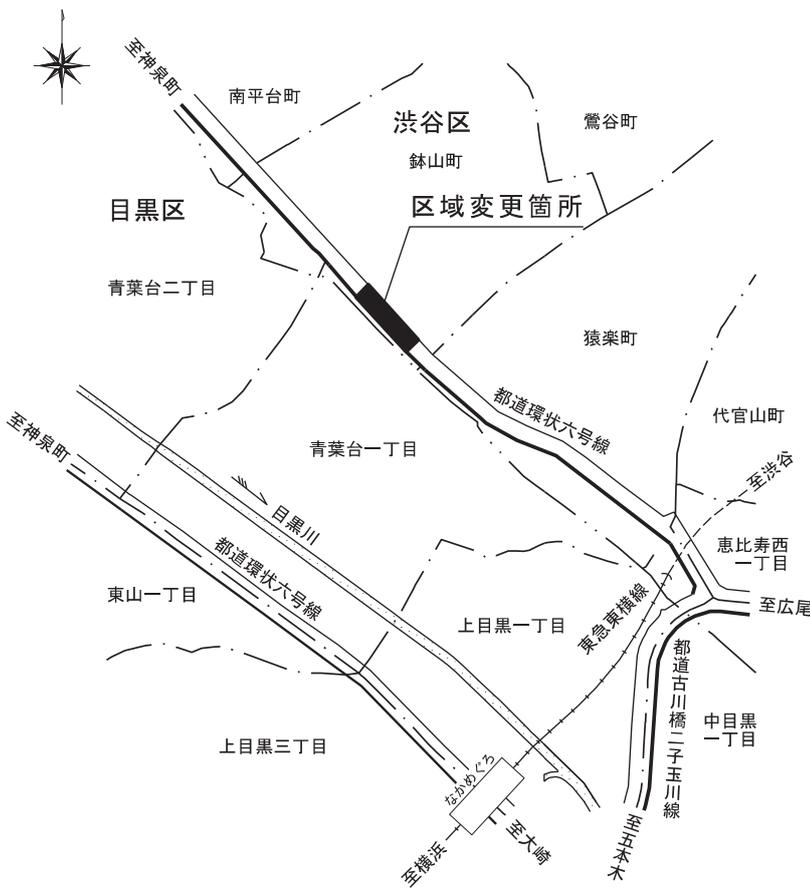
- 一 路線名  
環状六号
- 二 変更の区間  
渋谷区鉢山町四十番二十七地先から同所  
同番二十五地先まで
- 三 変更の概要  
別図表示のとおり

別図

都道環状六号線区域変更略図  
渋谷区鉢山町地内



延長 八四・二五メートル  
面積 九九・九五平方メートル



## 招 集（公）

### ●東京都公安委員会告示第267号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月9日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

#### 1 検定の実施期日及び時間

##### (1) 学科試験

令和6年11月9日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

##### (2) 実技試験

令和7年1月25日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

#### 2 検定の実施場所

品川区東六井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場

#### 3 検定の実施種別

規則第1条第2号の警備業務（施設警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定

#### 4 検定予定人員

60名

#### 5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

#### (1) 検定申出の受付期間

令和6年9月24日（火曜日）及び同月25日（水曜日）の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

#### (2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03（3581）8201

#### 6 申請手続

##### (1) 受付期間

令和6年10月2日（水曜日）から同月4日（金曜日）までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

##### (2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

##### (3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉  
ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書  
ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

(4) 検定手数料 16,000円

#### 7 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03（3581）4321 内線30312

### ●東京都公安委員会告示第268号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月9日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

#### 1 検定の実施期日及び時間

##### (1) 学科試験

令和6年11月9日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

##### (2) 実技試験

令和7年1月25日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

<p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第4号の警備業務(交通誘導警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 45名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和6年9月26日(木曜日)及び同月27日(金曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 令和6年10月2日(水曜日)から同月4日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで (2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p>	<p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 14,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第269号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年</p>	<p>国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和6年8月9日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和7年1月8日(水曜日)から同月17日(金曜日)までの7日間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 120名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに</p>
---	--	--

<p>限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期間 令和6年12月2日(月曜日)及び同月3日(火曜日)の2日間</p>	<p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03(3837)2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち100名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和6年12月17日(火曜日)までの間(日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該</p>	<p>事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のイに該当する者は、住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p>
--	---	--

<p>(1) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前6の(3)のフ及びビに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和6年12月24日(火曜日)及び同月25日(水曜日)の2日間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第270号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和6年8月9日</p>	<p>東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和7年3月11日(火曜日)から同月19日(水曜日)までの7日間(日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 120名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に</p>	<p>係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期間 令和7年2月12日(水曜日)及び同月13日(木曜日)の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03(3837)2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法</p>
---	---	---

<p>受講対象者のうち100名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和7年2月27日(木曜日)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 ロ 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p>	<p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ロ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(ハ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(ニ) 前記5の(4)のロに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のイ又はロに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通 ロ 前6の(3)のイに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面 イ 前6の(3)のロに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前6の(3)のイ及びロに該当する者は、い</p>	<p>ずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和7年3月5日(水曜日)及び同月6日(木曜日)の2日間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第271号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。 令和6年8月9日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p>
--	---	---

<p>1 講習の実施期間及び時間 令和7年2月12日(水曜日)から同月19日(水曜日)までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 120名</p> <p>5 受講対象者 (1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p>	<p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められる者 ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者 イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期間 令和7年1月14日(火曜日)及び同月15日(水曜日)の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03(3837)2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち100名は、次に掲げる者を優先する。 ア 現に東京都内に居住する者</p>	<p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和7年1月29日(水曜日)までの間(日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 ロ 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し (ロ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警</p>
--	---	--

<p>備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和7年2月4日(火曜日)及び同月5日(水曜日)の2日間</p>	<p>午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 38,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <hr/> <p>●東京都公安委員会告示第272号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和6年8月9日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和6年12月17日(火曜日)から同月20日(金曜日)までの4日間</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p>	<p>一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 70名</p> <p>5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、</p>
--	--	--

<p>当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期間 令和6年11月19日(火曜日)及び同月20日(水曜日)の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(3837)2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち60名は、次に掲げる者を優先する。</p>	<p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和6年12月4日(水曜日)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書</p>	<p>に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>エ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のイに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p>
---	---	---

ただし、前6(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

## 8 受講料納入手続

## (1) 受講料納入の受付期間

令和6年12月10日(火曜日)及び同月11日(水曜日)の2日間  
午前9時から午後4時30分まで

## (2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル  
一般社団法人東京都警備業協会

## (3) 受講手数料

23,000円

## 9 問合せ先

## (1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03(5818)6070

## (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03(3581)4321 内線30312

## ●東京都公安委員会告示第273号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、次のとおり指定講習機関から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年8月9日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

変更届出があった指定講習機関	変更事項	新	旧	変更年月日

学校法人五島育英会東急自動車学校	代表者の氏名	渡邊 功	泉 康幸	令和6年5月28日

## ●東京都公安委員会告示第274号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、次のとおり認定教育実施者から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年8月9日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

変更届出があった認定教育実施者	変更事項	新	旧	変更年月日
学校法人五島育英会東急自動車学校	代表者の氏名	渡邊 功	泉 康幸	令和6年5月28日

## ●東京都公安委員会告示第275号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号)第8条第1項の規定により、次のとおり認定検査実施者から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年8月9日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

変更届出があった認定検査実施者	変更事項	新	旧	変更年月日
学校法人五島育英会東急自動車学校	代表者の氏名	渡邊 功	泉 康幸	令和6年5月28日

## 公 告

## 国土調査の成果の認証について

青梅市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和六年八月九日

東京都知事 小 池 百合子

## 一 調査を行った者 青梅市

## 二 調査を行った期 三月まで

## 三 調査を行った地 青梅市(吹上地内外)の地籍図及び地籍簿

## 四 調査を行った地 青梅市吹上地内外

## 五 認証年月日 令和六年三月十一日

<p>三 成果の名称 日野市(三沢五丁目の一部)の地籍図及び地籍簿</p> <p>二 調査を行った期 令和二年九月から令和三年十二月まで</p> <p>一 調査を行った者 日野市の名称</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>令和六年八月九日</p>	<p>四 調査を行った地 町田市鶴川四丁目の一部</p> <p>三 成果の名称 町田市(鶴川四丁目の一部)の地籍図及び地籍簿</p> <p>二 調査を行った期 令和二年七月から令和五年二月まで</p> <p>一 調査を行った者 町田市の名称</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>令和六年八月九日</p>	<p>国土調査の成果の認証について</p> <p>町田市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和六年八月九日</p>
<p>一 調査を行った者 あきる野市の名称</p> <p>令和六年八月九日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>四 調査を行った地 武蔵村山市伊奈平二丁目の一部</p> <p>三 成果の名称 武蔵村山市(伊奈平二丁目の一部)の地籍図及び地籍簿</p> <p>二 調査を行った期 令和四年七月から令和五年七月まで</p> <p>一 調査を行った者 武蔵村山市の名称</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>令和六年八月九日</p>	<p>国土調査の成果の認証について</p> <p>武蔵村山市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和六年八月九日</p>
<p>一 調査を行った者 日の出町の名称</p> <p>令和六年八月九日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>四 調査を行った地 日の出町大字大久野の一部</p> <p>三 成果の名称 日の出町(大字大久野の一部)の地籍図及び地籍簿</p> <p>二 調査を行った期 令和四年七月から令和五年十月まで</p> <p>一 調査を行った者 日の出町の名称</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>令和六年八月九日</p>	<p>国土調査の成果の認証について</p> <p>日の出町における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和六年八月九日</p>

屋外広告物講習会の開催について

東京都屋外広告物条例(昭和二十四年東京都条例第百号)第四十七条第一項の規定に基づき、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

令和六年八月九日

東京都知事 小 池 百合子

第一 受講対象者

東京都内において、屋外広告業を営んでいる者又は営もうとする者

第二 講習会の期日、科目、時間割及び内容

一 期日、科目及び時間割

期 日	科 目	時 間	割
令和六年十月十七日(木曜日)	屋外広告物の法規	午前十時三十分から午後二時まで	
同日	屋外広告物の表示の方法	午後二時から午後五時まで	
令和六年十月十八日(金曜日)	屋外広告物の施工	午前十時三十分から午後四時三十分まで	

二 講習内容及び時間

(一) 屋外広告物の法規 三時間

屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)、東京都屋外広告物条例及び東京都屋外広告物条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第百二十三号)を中心とする屋外広告物に関する法令について

(二) 屋外広告物の表示の方法 三時間

都市の良好な景観の形成と屋外広告物の意匠、色彩及び形状との調和の在り方について

(三) 屋外広告物の施工 五時間

屋外広告物の材料、構造、設置方法等の安全対策及び施工管理について

第三 受講定員 二百人

第四 受講科目の一部免除

次のいずれかに該当する者は、科目(屋外広告物の施工に限る。)の受講を免除する。免除を希望する者は、屋外広告物講習会受講申込書に、これらの資格を証する書面を添付すること。

一 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第一項に規定する建築士

二 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第二条第四項に規定する電気工事士又はネオン工事に係る同法第四条の二に規定する特殊電気工事資格者認定証の交付を受けている者

三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

四 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に基づく準則訓練(帆布製品製造科の準則訓練に限る。)を修了した者、職業訓練指導員免許(帆布製品科の免許に限る。)を受けた者又は技能検定(帆布製品製造の技能検定に限る。)に合格した者

第五 講習会の開催場所

新宿区立角筈区民ホール三階(新宿区西新宿四丁目三十三番七号)

第六 受講申出

一 受講申出

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、原則電子メールでの受付のみとし、受講を希望する者が受講定員を超過した場合には、抽選により受講対象者を決定する。

二 受講申出受付期間

令和六年八月九日(金曜日)から同月二十六日(月曜日)まで

三 受講申出方法

電子メールの件名に「令和六年度屋外広告物講習会申込」、本文に、住所、氏名、電話番号及びメールアドレスを記載し、次の宛先に電子メールを送信すること。

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課屋外広告物担当  
S0000169 (at) section.metro.tokyo.jp  
(at)を@に置き換えて送信すること。

第七 受講申込

受講対象者とされた者は、東京都屋外広告物管理システムでの申請又は申請書により、屋外広告物講習会の受講を申し込むこと。

一 東京都屋外広告物管理システムでの申請

(一) 申請者アカウントの登録  
受講申込に先立って、申請者アカウントを登録すること。

(二) 受講申込期限

令和六年九月十三日(金曜日)まで

(三) 受講手数料の支払い

東京都による申込内容の審査が終了した後、令和六年九月二十日(金曜日)までに、受講手数料を現金書留で郵送すること(締切日の消印のあるもので有効)。封筒の「ご依頼主」欄等に受講者の住所及び氏名を明記すること。受講料の支払い後すぐに

領収証書の受領を希望する場合には、返信用長三封筒（八十四円切手を貼付けのこと。）を同封すること。

二 申請書

(一) 受講申込

屋外広告物講習会受講申込書に必要事項を記入し、受講手数料及び受講票・領収証書を送付するための返信用長三封筒（八十四円切手を貼付けのこと。）を添え、現金書留で令和六年九月二十日（金曜日）までに郵送すること（締切日の消印のあるものまで有効）。

(二) 屋外広告物講習会受講申込書の入手

屋外広告物講習会受講申込書は、都市整備局ホームページからダウンロード、又は返信用長三封筒（八十四円切手を貼付けのこと。）を同封し、屋外広告物講習会受講申込書送付希望と明記の上、郵送すること。

三 郵送先

郵便番号 一六三ー八〇〇一  
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎  
十二階

四 受講手数料

四 受講手数料  
四千九百円

受付後の受講手数料は、返還しない。

第八 屋外広告物講習会修了証の交付

講習会を修了した者には、屋外広告物講習会修了証を

交付する。

第九 講習会の受講を要しない者

次のいずれかに該当する者については、屋外広告業の登録の際に、講習会の修了者と同様に扱う。

- 一 道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が行う屋外広告物法第十条第二項第三号口の講習会を修了した者
- 二 職業能力開発促進法に基づく準則訓練（広告美術科の準則訓練に限る。）を修了した者、職業訓練指導員免許（広告美術科の免許に限る。）を受けた者又は技能検定（広告美術仕上げの技能検定に限る。）に合格した者
- 三 屋外広告物法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者（屋外広告士）

第十 問合せ先

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課屋外広告物担当  
電話 〇三（五三八八）三三三五  
ホームページ [https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/koukoku/kou\\_kousyuuhun](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/koukoku/kou_kousyuuhun)

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により八王子都市計画事業上野第二地区土地区画整理事業の施行者から換地処分をした旨の届出があ

ったので、同条第四項の規定により公告する。

令和六年八月九日

東京都知事 小池 百合子

市街地再開発組合の理事長の変更について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により西新宿五丁目中央南地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。  
令和六年八月九日

東京都知事 小池 百合子

一 氏名

今井 信行

二 住所

神奈川県横浜市青葉区もえぎ野一番地三石原第七ビル  
五〇六

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 三鈴印刷株式会社  
 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一  
 号(代)

郵便番号  
 101-0051